

平成 28 年 4 月 14 日

お客様各位

神原汽船株式会社

定期船部

SOLAS 条約改正に伴う輸出コンテナ総重量証明の義務化について

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

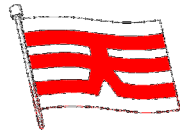
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

SOLAS 条約(海上人命安全条約)附属書第 6 章の改正により、荷送人(master B/L に荷送人 として記載されいる者)に対して船積み前のコンテナ総重量計量・申告が義務付けられることとなりました。下記の通り、2016 年 7 月以降に国際輸送を行うコンテナに付きましては、条約において定められた方法にて計量・証明されたコンテナ総重量を、船積み前に船長又は代理人等に提供する必要があります。

発効に合わせて日本を含む各国当局於いては、法整備が 随時 進められていくものと思われま。弊社としましては、日本国の法整備を注視上、追ってご案内申し上げます所存です。詳細につきましては下記参考情報をご高覧ください。

1. 荷送人(船社が発行する船荷証券(B/L)に荷送人として記載される者)は、今後、下記①②いずれかの方法により、確定したコンテナ重量情報を船長又は代理人等への提供が求められます。
 - ①貨物が積載されたコンテナの総重量を、指定された計量器で計測する方法
 - ②指定された計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらにコンテナ重量を加算し、総重量を確定する方法
2. コンテナ重量情報の確定を行う者(荷送人、荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量の確定を行う者)は、国土交通大臣への届出又は登録が必要です。
 - ①荷送人自らがコンテナ重量確定を行う場合には、事前に国土交通大臣宛、届出を行って下さい。
 - ②荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量確定を行う場合には、国土交通大臣へ登録を行ってください。

以上



(参考情報)

> World Shipping Council 出状

<http://www.worldshipping.org/industry-issues/safety/cargo-weight>

<http://www.worldshipping.org/industry-issues/safety/faqs/>

> 国土交通省出状

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000136169>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000136170>